

寒川町情報公開審査会審査要領新旧対照表

前回の審査会で決定した規定	意見反映後の規定
～略～ (不服申立人の陳述と議長の議事整理権) 第7条 議長は、審査会の目的を達成し、不服申立人、参加人又は第三者(以下「参加人等」という。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の<u>協議</u>により、不服申立人による意見陳述の議事の進行を整理する。 2～4 (略) 5 議長は、<u>職権</u>あるいは委員の申し立てによる審査会の<u>協議</u>により、不服申立人の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害したと認めたときは、審査会の目的の達成と不服申立人、参加人等の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて不服申立人の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。 (委員の質疑と<u>委員長</u>の議事整理権) 第8条 (略) 2 議長は、質疑が不服申立人や参加人等の権利を侵害したと思われるとき _____ _____は、その質疑の妥当性について審査会で<u>協議</u>し、審査会の目的の達成と不服申立人、参加人等の権利保護に留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。 ～略～	～略～ (不服申立人の陳述と議長の議事整理権) 第7条 議長は、審査会の目的を達成し、不服申立人、参加人又は第三者(以下「参加人等」という。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の<u>審議</u>により、不服申立人による意見陳述の議事の進行を整理する。 2～4 (略) 5 議長は、<u>職権により</u>、あるいは委員の申し立てによる審査会の<u>審議</u>により、不服申立人の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害したと認めたときは、審査会の目的の達成と不服申立人、参加人等の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて不服申立人の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。 (委員の質疑と<u>議長</u>の議事整理権) 第8条 (略) 2 議長は、質疑が不服申立人や参加人等の権利を侵害したと思われるとき<u>又は委員、不服申立人、参加人等から質疑に対して異議が申し立てられたときは</u>、その質疑の妥当性について審査会で<u>審議</u>し、審査会の目的の達成と不服申立人、参加人等の権利保護に留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。 ～略～

(※個人情報保護審査会審査要領についても同様)